

別添 2

(仮称) 子供・若者体験活動施設 区部基本計画
(案)

令和 8 年 1 月
東京都教育委員会

目次

はじめに	1
1. (仮称) 子供・若者体験活動施設事業について	2
(1) コンセプト	2
(2) 事業目的	3
(3) 事業の全体像	3
(4) 機能	4
(5) 体験活動内容の検討の視点	4
2. 区部施設について	5
(1) 事業内容	5
(2) 施設の構成及び規模	7
(3) 施設の再整備方針	9
(4) 敷地について	10
(5) エリア配置の考え方	10
3. 実現手法	13
(1) サービス面における検討の視点	13
(2) 各視点における検討	13
(3) サービス面からみた望ましい事業手法	14
(4) 財政面における検討	14
ア 施設整備費	15
イ 維持管理費・運営費（貸館及び宿泊事業）	15
ウ 利用料収入（貸館及び宿泊事業）	16
(5) 事業手法	16
ア サービス面	17
イ 財政面	17
4. 今後のスケジュール等	18
【参考資料1】(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会 概要 ..	19
【参考資料2】令和7年度こども都庁モニターアンケート結果 概要	22

はじめに

ユース・プラザは、区部・多摩地域に1箇所ずつ設置された社会教育施設であり、主に文化・学習施設、スポーツ施設、宿泊施設で構成されている。平成16年（2004年）の開館以来、子供・若者の自立・発達の支援や、生涯学習を振興するために、子供・若者の集団活動などを通じた交流や体験、施設や機能を有効に活用した都民の学び、文化やスポーツに親しむための機会や場を提供してきた。

しかし、区部ユース・プラザについては、夢の島総合体育館（昭和51年（1976年）築開館）を前身とするスポーツ施設等の老朽化が進み、施設周辺では、東京2020大会を契機として複数のスポーツ施設が開館するなど、施設環境に変化が見られる。一方で、障害者や不登校児童・生徒、日本語を母語としない子供・若者の増加など、子供・若者を取り巻く状況が多様化・複雑化しており、開館当初と比べて社会環境も大きく変化してきている。

こうした状況を踏まえ、東京都教育委員会は、外部有識者からユース・プラザ事業全体に関する御意見をいただくとともに、東京都の関係局とも連携しながら整理・検討を行ってきた。その成果を踏まえ、ユース・プラザに代わる新たな事業のコンセプトや基本的な方向性を明らかにした「（仮称）子供・若者体験活動施設事業構想」（以下「事業構想」という。）を令和6年12月に公表した。

この事業構想を踏まえ、区部施設における具体的な事業内容や施設要件、事業手法等について、青少年教育や特別支援教育、建築、官民連携など多岐にわたる専門分野の外部有識者からなる「（仮称）子供・若者体験活動施設 区部基本計画検討委員会」を設置し、専門的見地からの意見を聴取してきた。また、引き続き東京都の関係局とも連携して整理・検討を行ってきた。

この計画は、これらの検討内容を踏まえ、「（仮称）子供・若者体験活動施設 区部基本計画」として策定するものである。

1. (仮称) 子供・若者体験活動施設事業について

子供・若者が生きる力を育み、よりよい生活や社会を創り出していくためには、他者との関わりを通して豊かな人間性を養い、自ら学び考える力を育む機会の創出が重要である。特に、体験活動については、自尊感情や自分の感情を調整するといった精神的な回復力、学習意欲の高まり、自己肯定感や自立性、協調性や積極性といった非認知能力が高くなるといった傾向がみられると言われており、子供・若者の成長にとって重要な役割をもっていると考えられる。

とりわけ近年、障害者や不登校児童・生徒、日本語を母語としない子供・若者の増加など子供・若者が多様化してきている。こうした子供・若者に寄り添い、誰一人取り残すことなくその可能性を大切に育むためには、誰もが参加できる体験活動の機会や場を、新たに創出していくことが必要である。

(仮称) 子供・若者体験活動施設事業は、これまでのユース・プラザ事業に代わり、子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創するため、新たに構築するものである。

(1) コンセプト

多様な子供・若者が増加し、社会的な課題が複雑化している状況において、子供・若者の健やかな成長に向けて行政が果たすべき役割は、一層、重要性が増している。

このため、子供・若者が自らの力を高めたり、必要に応じて他者の協力を得ながら社会的・職業的な自立¹を目指したりできるよう、学校や地域、N P O・団体等を繋ぐような事業を展開していく必要がある。さらに、実効性を高めるため、子供・若者を対象とした専門的な活動を行っているN P O・団体等との連携や、子供・若者自らが社会参画を考えて活動を行う機会を創出

¹ 「自立」は様々な意味や捉え方があるが、本事業においては、平成 18 年（2006 年）の東京都児童福祉審議会提言で自立の要素として示された、「①「個」としての自分の存在を受け止め、自身の力を信じ、自分らしく在ること、②状況に応じて自分自身をコントロールしつつ、自ら主体的な態度をとろうとする姿勢をもつこと、③多様性を受け入れ、世代や立場を超えて人間関係をもつこと、④仕事をすること、⑤社会の一員として他者との交流をもち、相互に助け合いながら生活を営む自覚をもつてること」という捉え方などを参考とする。

していくことを想定している。一連の取組により、行政、N P O・団体等が子供・若者と共に創し、子供・若者の主体性や社会性を育み、誰もが活躍できる多様性に富んだ社会を生み出す場としていく。

こうした考え方を基本とし、新たな事業のコンセプトを「子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創する施設」とする。

（2）事業目的

事業目的の1点目は、「多様な子供・若者に対し、自立や社会参画に向けて支援し育ちを支える」ことである。多様な子供・若者に対し、自立や社会性の発達に向けて、豊かな人間性を養い自ら学び考える力を育成していく。

2点目は、「共生社会の実現に向けた社会的理解の促進」である。多様性と包摂性に富み、誰一人取り残さず生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向けて、多様な人々の交流を生む活動を通じて、社会における多様性への理解を促進していく。

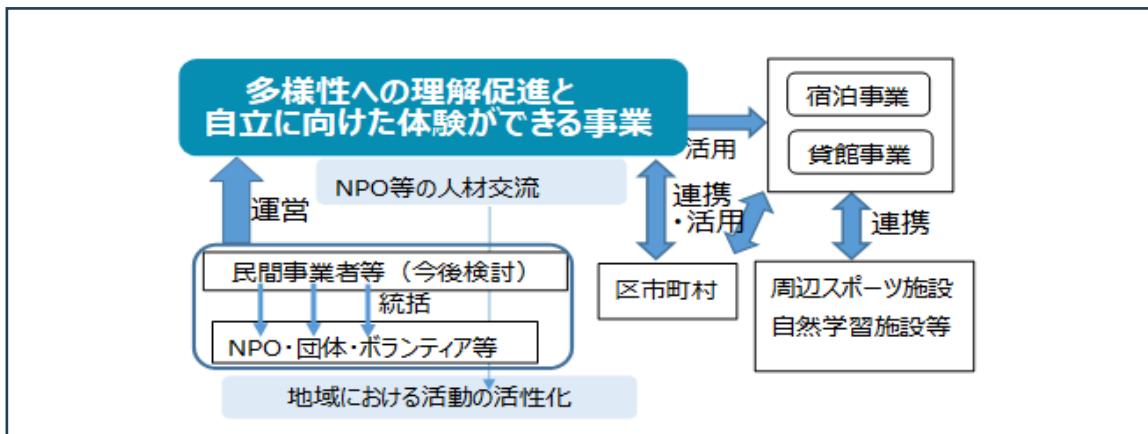
（3）事業の全体像

他者との関わりにより豊かな人間性を養い、自ら学び考える力を育むため、「多様性への理解促進と自立に向けた体験」ができる事業を展開する。

体験活動を中核の事業と位置付け、スポーツ・文化学習施設や宿泊施設を備えた全ての子供・若者に開かれた施設としていく。さらに、周辺スポーツ施設や自然学習施設等との連携、区市町村による連携・活用についても推進していく。

また、子供・若者への支援に関する知見や経験が豊富なN P O・団体等を活用することで、より効果的な企画・運営を行っていく。N P O・団体等においても、個々の団体が本事業への参画を通して他団体との交流や情報交換を行うことで、人材育成や地域における新たな活動などに繋げていく効果が期待できる。

【事業全体像】(イメージ)



(4) 機能

本事業で果たす機能を、以下のとおり整理する。

- ① 子供・若者に多様な体験活動を提供する
- ② 子供・若者の自主的な活動・交流の機会や場を提供する
- ③ 担い手となる様々なN P O・団体等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供する

(5) 体験活動内容の検討の視点

体験活動の内容は、障害者や不登校、日本語を母語としない子供など多様性に応じたものや、あらゆる子供・若者が共通の体験を通して、共生社会の実現に向けて理解を深められるものとする。

具体的な内容については、個人の意欲・能力の観点から「ポテンシャルを見いだす体験」と、他者との交流・協働の観点から「社会参画に向けた体験」の2点をテーマとし、プログラムを展開していくことを想定している。

また、本事業に参加する多様な子供・若者の意見や考え方を活動内容に反映していくことなどを通じて、本人が自らと向き合う機会を生み出すとともに、参画する団体、行政等が一緒に共生社会や子供・若者の社会参画の実現を図る仕組みを検討していく。

2. 区部施設について

(1) 事業内容

事業構想で示した本事業の中核となる体験活動の具体的な内容について、機能別に以下のとおり整理した。

① 子供・若者に多様な体験活動を提供する

多様な子供・若者に様々な体験活動の機会を提供することで、自らのポテンシャルに気づくきっかけとすることや、活動を通じて他者と交流・協働することで、社会参画への意識を涵養する機会につなげることなどを想定している。

② 子供・若者の自主的活動・交流の機会や場を提供する

体験活動や交流に参加した子供・若者がプログラム等の企画・運営に参画する機会を創出したり、子供・若者が自主的な活動やその成果を発表する機会や場を提供したりすることなどを通し、子供・若者の主体性や社会性を育むきっかけづくりにつなげることなどを想定している。

③ 担い手となる様々なNPO・団体等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供する

体験活動の担い手となる様々なNPO・団体等が交流する場を提供することで、相互の連携を強化し、より効果的な体験活動の展開などにつなげていくことを想定している。

体験活動については、時勢に応じた多種多様なプログラムを企画・展開することとし、これらの事業について、スポーツ・文化学習施設や宿泊施設を活用し、推進していく。以下に、現在想定している体験活動の例について、機能別に示すこととする。

＜機能別の活動例（イメージ）＞

①子供・若者に多様な体験活動を提供する

<p>ポテンシャルを見いだす体験（能力を引き出す）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験機会の少ない子供・若者を対象とした、芸術・文化・スポーツに触れる体験（楽器演奏や華道等文化体験、プロによる講座など） ・日本語を母語としない子供・若者など、特性に合わせた学習支援 ・不登校の子供・若者などを対象とした、宿泊・調理体験 
<p>社会参画に向けた体験（他者と交流・協働）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やヤングケアラーの子供など、課題・特性に応じた子供同士の交流 ・スポーツ・文化を通じた国際交流やインクルーシブな交流プログラム ・施設を活用した障害のある子供・若者の仕事体験 ・洗濯や調理など自立に向けた生活力を身に付ける体験 
<p>②子供・若者に自主的活動・交流の機会や場を提供する</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設で実施する体験活動プログラム等の企画・運営への参画 ・学生による探究活動など自主的な活動の発表 ・学生ボランティア等のグループ交流・活動情報の交換 	
<p>③担い手となる様々なNPO・団体等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供する</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動プログラムに参画するNPO等の交流・情報交換 ・企画の連携・協働 	

（2）施設の構成及び規模

（1）で示した体験活動を実現するために必要なスペースやその規模について、エリアごとに以下のとおり整理した。

これらのスペースは、子供・若者等の多様なニーズや、将来の社会状況の変化にもフレキシブルに対応できるよう、様々な用途に活用可能な可変性の高いものであることが望ましい。

① 文化芸術エリア

文化・芸術に触れる体験や交流プログラムを実施するスペースや規模等として、以下を想定する。

- ・自主的な活動の発表や交流ができ、オンライン配信にも対応可能なスペース（150～200名程度収容）
- ・各種体験活動や学習支援を受けることができる多目的なスペース（約20名・約40名・約80名定員×各1室、可動式間仕切りにより連結利用可）
- ・防音機能を備えた楽器演奏や表現活動ができるスペース（約20名定員×2室）
- ・水を使った活動や料理ができるスペース（約40名定員×1室）

これらに必要な活動面積として、合計約800m²を見込む。

② スポーツエリア

スポーツに触れる体験やスポーツを通じた交流プログラムを実施するスペースや規模等として、以下を想定する。

- ・各種スポーツ体験ができるスペース（250m²・500m²程度×各1室）及び大会時の観覧席も備えたスペース（バスケットボールコート2面、1,400m²程度）
- ・水泳や水を使った体験ができるスペース（25m×6コース程度）
- ・スポーツなど多目的な活動ができる屋外スペース（雨天・暑熱対策として屋根付き部分あり）

これらに必要な活動面積として、合計約3,600m²を見込む。

③ 学習・交流エリア

子供・若者の交流やN P O・団体等間の交流、自習・相談などができる活動スペースとして、約 550 m²を想定する。

④ 宿泊エリア

宿泊や自立生活体験ができるスペース（10名定員×3室、5名定員×38室、2名定員×12室、シングル×7室）や休憩や文化体験ができるスペース（和室約24畳）として、約 2,000 m²を想定する。

⑤ 共通エリア

①～④の活動スペースほか、キッズルーム（約 50 m²程度）、保健室（25 m²程度）、レストラン（130名程度収容）を想定する。

上記の活動面積は、倉庫等の付帯設備を除くものであり、共用部も含め、ユニバーサルデザインにより整備する。施設全体の延床面積としては、約 18,500 m²を見込んでいる。

本施設が、体験活動や交流を必要とする子供・若者や、体験活動の担い手となるN P O・団体等を惹き付ける魅力的な施設となるよう、詳細について引き続き検討していく。

(3) 施設の再整備方針

現在の区部ユース・プラザは、スポーツ・文化学習棟と宿泊棟で構成されている。

スポーツ・文化学習棟については、昭和 51 年に竣工してから 50 年近くが経過し建物の老朽化が進んでいることや、新事業を実施しやすいよう諸室を配置する観点から、改築により事業を進めていくこととする。

宿泊棟については、平成 16 年に竣工した建物であり、設備配管は更新が必要であるものの継続使用に大きな課題はないことから、一部改修する方向で進めていく。

【現区部ユース・プラザの概要】

① 外観



② 施設概要

所在地	江東区夢の島二丁目 1 番 3 号 (都立夢の島公園内)
開館日	平成 16 年（2004 年）3 月 31 日
築年数	スポーツ・文化学習棟：築 49 年 (昭和 51 年（1976 年）竣工、平成 16 年（2004 年）改修) 宿泊棟：築 22 年（平成 16 年（2004 年）竣工）
施設面積	27,022 m ²
建築面積	11,619 m ²
延床面積	17,415 m ²

(4) 敷地について

新たな施設の敷地は、夢の島公園内に立地しているため、都市公園法に基づき設置可能な施設の種類や公園内の他の施設との関係により建ぺい率等を考慮する必要がある。



出所：国土地理院地図に基づき作成

所在地	東京都江東区夢の島 2-1-3 (都立夢の島公園内)
地域地区	準防火地域・第2種高度地区・日影規制区域
用途地域	第一種住居地域
法定建ぺい率	60%
法定容積率	200%
敷地面積	27,022 m ²

(5) エリア配置の考え方

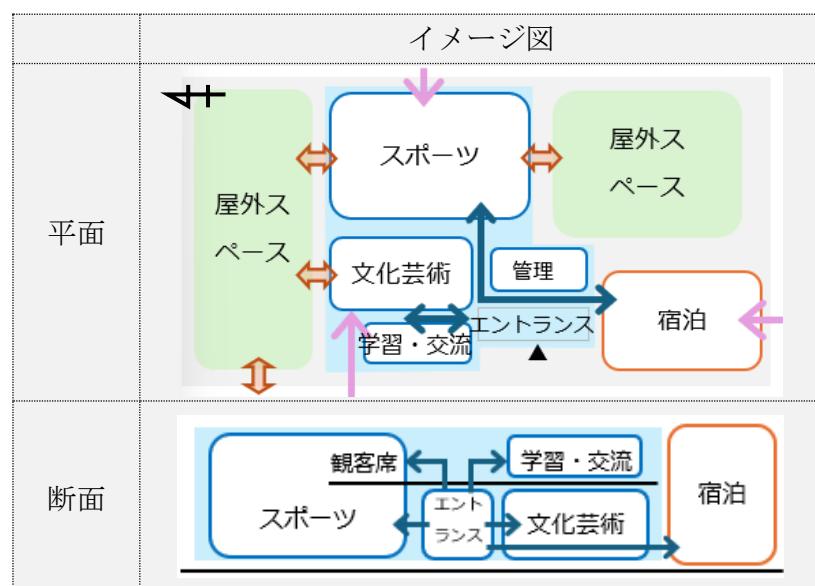
施設内の体験・交流エリアである、文化芸術、スポーツ、学習・交流、宿泊エリアの配置に関する考え方は、以下のとおりとする。

- エントランスを大きく構え、各エリアへ直接アクセスできるようにする。
- 共用空間は、バリアフリーに配慮しつつ、多人数が集まるイベント等にも対応できるものとする。
- 文化芸術と学習・交流に活用するスペースは、多様な活動に対応できるよう、隣接した配置を基本とする。
- 公園との一体感に配慮し、屋外スペースの配置を工夫する。

配置のイメージ例について、以下に示す。

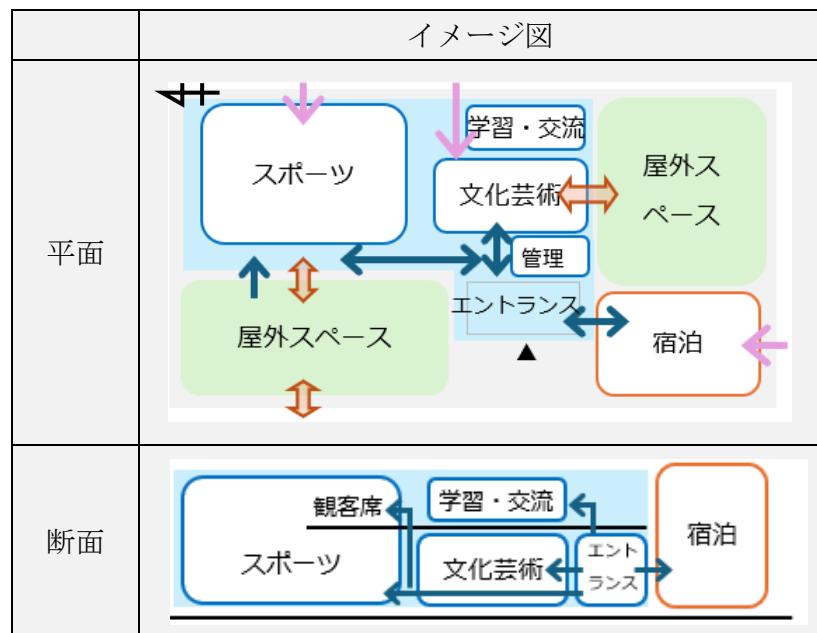
<パターン1>

- ・スポーツエリアは北側・南側の両方の屋外スペースと接しているため、連携した活動の実施も想定できる。
- ・エントランスから各エリアへの動線が分かりやすい。



<パターン2>

- ・北側の屋外スペースは公園に面する部分が広く、公園との一体感が生まれる。
- ・エントランスと北側の屋外スペースが隣接していることで、一体的に自由度の高い空間利用が想定できる。



凡例 :



3. 実現手法

(1) サービス面における検討の視点

新たな施設については、整備を伴う事業であることに加え、体験活動を中心の事業としつつ、貸館及び宿泊事業を実施する施設であるなどの特徴を有することから、次の三つの視点に基づき、事業手法の検討を行った。

① 質の高い充実した体験活動プログラムの提供

子供・若者のニーズを的確に把握し、求められる多様な体験活動プログラムを企画・提供する、他に例のない施設を実現できること。

② 効率的かつ効果的な維持管理業務・運営業務（貸館及び宿泊事業）の実施

民間ノウハウの活用などにより、効率的・効果的な維持管理業務・運営業務（貸館及び宿泊事業）を実施し、サービスの向上を実現させること。

③ 早期のサービス提供の実現

宿泊棟は特別支援学校の校外活動の場所として多く活用されているため、適正な工期を確保しつつ早期の開業を目指すことが可能であること。

(2) 各視点における検討

① 質の高い充実した体験活動プログラムの提供

新事業では、多様な課題を有する子供・若者を想定し、時代によって移り変わるニーズを的確に把握し、それらを満たすための多種多様なプログラムを展開することが求められる。また、都の子供・若者に対する施策は多岐にわたり、社会情勢の変化に応じて絶えずアップデートしていくことから、こうした動向を的確に捉え、本事業で提供する体験活動プログラムに反映していく必要がある。

そのため、本事業の中核となる体験活動プログラムを担う主体については、東京都の各種施策と速やかな連携を図れること、また、子供・若者への支援等に関する知見やN P O・団体等とのネットワークを有し、施策や活動内容等に合わせてコーディネートすることができる団体である

ことが望ましい。

② 効率的かつ効果的な維持管理業務・運営業務（貸館及び宿泊事業）の実施

これまで区部ユース・プラザ事業は、PFI方式により適切に実施されている。また、今回は施設整備を伴うことから、維持管理・運営業務を見越した設計や工事が可能となる仕組みを活用することで、より効率的かつ効果的な維持管理業務・運営業務の実施が可能となると見込める。

③ 早期のサービス提供の実現

設計・施工・開業準備・供用開始まで一体的に実施できる仕組みを活用することで、速やかに事業が進み、施設の利用を早期に開始することが期待できる。

（3）サービス面からみた望ましい事業手法

①の視点から、体験活動プログラムの提供に当たっては、子供・若者への支援等に関する知見やNPO・団体等とのネットワークを有する団体（コーディネーター）を東京都が直接選定することが望ましいと考えられる。なお、コーディネーターの業務としては、プログラムの実施計画の策定やプログラム実施者の選定等を行うことを想定している。

また、②③の視点を踏まえ、施設整備・維持管理・運営（貸館及び宿泊事業）については、施設運営事業者が一括して行うスキームが望ましいと考えられる。

（4）財政面における検討

事業手法の検討をするためには、前述のサービス面からの検討に加え、ライフサイクルコスト（LCC：事業期間全体のコスト）の把握が必要であり、新たな施設のLCCとして、施設整備費、維持管理費・運営費（貸館及び宿泊事業）、利用料収入について、一定の前提の下、それぞれ試算を行った。

また、試算結果に基づく比較を行うため、国のガイドラインにのっとり、官民連携手法の導入による経済的な効果を測るVFM*を活用することとし、従来の公共事業（直営）と（3）から想定される施設運営事業者が一括して

行う手法（PFI）について、それぞれのLCCの試算を行った。

※VFM：支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のことで、従来の方式（直営）と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

$$VFM (\%) = \frac{\text{従来の公共事業（直営）のLCC} - \text{PFIのLCC}}{\text{従来の公共事業（直営）のLCC}}$$

なお、以下の試算額は開業時における想定であり、実際の金額は変動する可能性がある。

ア 施設整備費

施設整備費の試算に当たっては、新たな施設に必要となる延床面積を18,500 m²程度（改修部分や屋外の屋根付き部分を含む。）とし、施設整備に係る経費（建築工事費、設計費、工事監理費等）を積み上げ、算出した。

具体的には、建設工事費（改築工事・宿泊棟改修工事・解体工事・外構工事等）は、同様の機能や構造の建物等、類似事例に基づき算出した単価に延床面積（外構工事については想定される外構面積）を乗じて積算し、設計費及び工事監理費等については想定している業務内容を踏まえて積算したところ、約259億円（税込）と試算する。

イ 維持管理費・運営費（貸館及び宿泊事業）

新たな施設の維持管理費・運営費については、現在のユース・プラザ及び類似事例等を参考に試算した。

新たな施設では、建替え・改修による老朽化箇所の修繕費の減少が見込まれるもの、物価の上昇や延床面積の微増等により、維持管理費については現事業と概ね同等となることが見込まれる。

これらを踏まえて試算したところ、1年当たりの維持管理費及び運営費（貸館及び宿泊事業）は、約15億円（税込）と想定する。

ウ 利用料収入（貸館及び宿泊事業）

現在の区部ユース・プラザ及び類似事例を参考に、体験活動プログラム、貸館及び宿泊事業にかかる利用料金単価を活動スペースごとに設定し、現在の区部ユース・プラザの稼働率等を踏まえ試算した。

その結果、1年当たりの利用料金収入は、約6億円（税込）と想定する。

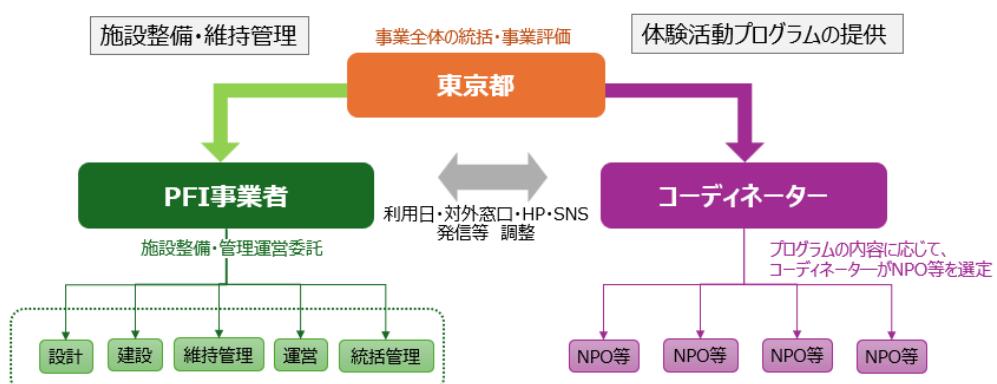
上記ア～ウを基に、以降の物価上昇を踏まえ、PFI事業として実施する場合の財政負担の縮減割合を示すVFMの試算を行ったところ、従来の方式（直営）と比べ、10%超の削減効果が期待できることを確認している。

なお、試算結果については、原材料費等の高騰が続く中で、コストの正確性を保つとともに、試算条件となる割引率等の変動状況を注視する必要があることから、引き続き、精査を行っていく。

（5）事業手法

上記（2）（3）（4）より、施設整備、維持管理・運営（貸館及び宿泊事業）についてはPFI方式で一括して行い、体験活動プログラムの提供については、別途選定するコーディネーターが実施し、東京都が全体統括を行う官民連携スキームが望ましいと考えられる。

【官民連携スキームのイメージ図】



この事業手法で実施することにより、サービス面及び財政面において、以下の効果が期待できる。

ア サービス面

賃館及び宿泊事業は民間事業者のノウハウが蓄積している分野であり、最新の動向や施設の特徴を踏まえた効率的な維持管理運営を期待できるほか、長期間の運営により、たとえば特別支援学校の利用時にそのニーズに合わせたきめ細やかな対応など、利用者の特性に応じた質の高いサービスの提供が期待できる。

体験活動プログラムの提供においては、専門性の高い団体と東京都が連携することにより、東京都の政策的要請と子供・若者への支援等に関する知見を踏まえた質の高いプログラムが期待できる。

イ 財政面

設計、建設、維持管理及び運営を包括的に発注することにより、建設企業の技術を生かした設計のほか、効率的な維持管理運営の実現が可能な設計を期待することができ、コストの縮減を見込むことができる。

また、詳細な仕様を規定せず、求める性能や機能水準を示す性能発注とすることにより、事業者のノウハウを生かした効率的・効果的な業務遂行が可能となる。加えて、長期契約とすることにより、業務の習熟を生かした効率的・効果的な業務遂行が可能となる。これらにより、コストの縮減が見込まれ、試算結果からも、従来の方式（直営）よりも総額で有利となっている。

さらに、従来の方式（直営）では施設の竣工直後に大きな財政負担が生じる一方、PFI方式を活用することで、運営費等を含め財政負担の平準化を図ることが可能となる。

4. 今後のスケジュール等

本事業については、以下のスケジュールを基本として推進していく。なお、宿泊棟については、特別支援学校の校外活動の場として早期に利用を開始できるよう、改築を予定しているスポーツ・文化学習棟に先行して、改修後速やかに開館することを想定している。

ただし、今後の検討状況や、工事の進捗等によりスケジュールに変更が生じる可能性がある。

年度 (令和)	8	9	10	11	12	13	14	～
年度 (西暦)	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	～
内容	事業者選定	設計・解体	【宿泊棟】 改修工事			運営		
			【スポーツ・文化学習棟】 改築工事			運営		

また、事業の実施に当たっては、(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会でいただいた意見等を踏まえ、引き続き詳細の整理を行っていく。

【参考資料1】(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会 概要

1. 委員名簿

氏名	職名
青山 鉄兵	文教大学人間科学部人間科学科准教授
朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
五十嵐 誠	東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授
岩切 準	認定NPO法人夢職人理事長、公益社団法人「チャンス・フォー・チルドレン」理事
王 昌宇	キュリー株式会社代表
倉持 伸江	東京学芸大学教育学部准教授
小池 巳世	都立水元小学校長
小松 幸夫	早稲田大学名誉教授
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授

2. 検討経過

	日程	内容
第1回	令和7年1月16日	○事業構想策定までの経緯 ○(仮称) 子供・若者体験活動施設事業構想について ○本検討委員会設置の目的等 ○事業内容の具体的イメージ
第2回	令和7年7月22日	○事業コンセプト ○施設整備について ○事業手法について
第3回	令和7年9月18日	○前回の主な委員意見及びご意見に対する考え方 ○事業手法等について
第4回	令和7年12月19日	○前回の主な委員意見及びご意見に対する考え方 ○実現手法について

3. 検討委員会における委員の意見

(1) 事業について

- 他に例のない、トップランナーとしての事業・施設となることができるよう、手法等を検討する必要がある。
- 体験格差の是正に寄与する仕組みを取り入れられるとよい。
- 様々な事柄を広く体験するきっかけとなる場や、成長ステージに応じた深化するプログラムを提供する場にもなるとよい。
- 非日常的かつ多様な課題に対応するなど広域自治体としての役割を果たすことが期待される。
- 学校教育・福祉分野での既存の取組と連携して相乗効果を図れるとよい。

- 子供・若者のための社会教育系の事業は、質が高い活動であっても社会や学校に知られておらずアクセスしにくい場合が多いため、事業に関する情報発信やメディアへの情報提供が重要である。
- 体験活動の現場では「物価高騰もあり家庭のみでは子供に十分な体験活動をさせてあげられない」という声が多く聞かれ、都内で体験活動の機会を確保する必要性を実感する。本事業への期待は大きい。
- 事業の検討が進むことにより具体的な事業化方法やコスト・採算性などに注目される機会が増えるが、折に触れて本施設で実現すべきコンセプトに立ち返り、それらに照らして事業が妥当かを改めて確認することは重要である。

(2) 施設について

- 利用者を惹き付ける「ここにしかない機能」、「ここだからこそある機能」という、用途を特化する諸室があるとよい。それと同時に、子供・若者等の多様なニーズや、将来の社会状況の変化にもフレキシブルに対応可能な「多用途に活用でき、将来他の用途にも容易に転用可能な可変性の高い諸室」もあるとよい。

➤避難場所としての機能を有するかの整理が必要である。

(3) 事業手法について

- 収益事業を行うPFI事業者と、教育・福祉的な面を担い子供・若者に寄り添うコーディネーターとの関係やリスク分担を整理する必要がある。
- PFI事業者とコーディネーターの関係は、上下関係ではなく可能な限り対等であることが望ましく、対等な関係を担保できる手法とする必要がある。また、事業全体について円滑な意思決定を行うため、事業のプロデューサー的な役割を果たす者も必要である。
- コーディネーターに求められる役割として、本来、社会教育主事が担う要素が含まれることや、パートナーとする団体を公平・公正に選定する必要があることから、どのような団体をコーディネーターとするかは慎重に検討する必要がある。
- 社会的使命感を持って夢や構想を実現してもらえるようなパートナーを迎え、それらに裁量を与えられるスキームとなるとよい。
- PFI手法を採用し、長期間の契約とする場合、事業終了時に施設の状態がどのようにあるべきかを検討して業務内容を決めることが望ましい。

➤教育的な要素が強いことや大型の公共事業で入札不調が相次いでいること等を踏まえ、P F I 事業として成立しない場合に備えた検討をしておくことが望ましい。

(4) 事業への子供・若者の参加について

- 子供・若者が企画の検討・運営に「関与する」にとどまらず、「大人が子供・若者のパートナーとなって取り組む」、という発想の下に具体的な仕組みがあることが望ましい。
- 子供・若者の自主性の育成に関する仕掛けが施設面にあるとよい。例えば、設計に子供・若者の意見を取り入れる、あるいは、学習・交流スペースは予約不要なオープンな場とした上で設備や備品は多少自由にアレンジできるような空間としての余白があるとよい。

(5) 事業の評価について

- 公共施設の整備・運営の評価は稼働率等により行われることが多いが、子供・若者に対するきめ細やかな配慮や、子供・若者や社会のニーズに合わせた試行的な取組も必要であることから、事業のコンセプトに即した、稼働率等に限られない事業の評価方法を、事業の開始前に検討しておくことが望ましい。

(6) プログラム参加費用について

- 子供・若者がプログラムに参加しやすくなるよう、無料又は低廉が望ましいが、安い申込みも多くなり、参加率の低下が生じやすくなる。また、世帯年収等を要件として費用軽減措置を講じる場合は、参加者・運営者側にも負担が生じる。
- C S R等、民間企業が社会貢献を行う流れがある中で、民間企業からの資金調達を検討することも考えられる。

【参考資料2】令和7年度こども都庁モニター調査結果 概要

東京都は「チルドレンファースト」の社会の実現に向けて、子供目線で政策をバージョンアップするため、「こども都庁モニター」を選任し、子供の意見やニーズを把握する取組を行っている。

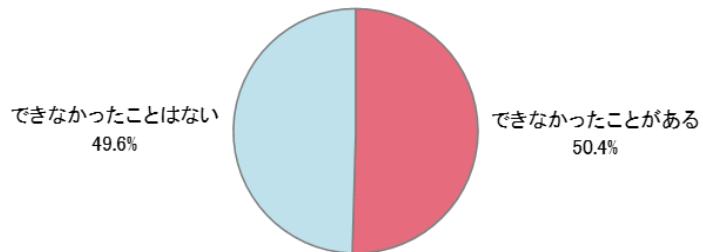
この「こども都庁モニター」の皆様から、(仮称) 子供・若者体験活動施設についても、様々な意見をいただいた。

【対象：小学校低学年・小学校高学年・中高生】

やってみたかったができなかったこと

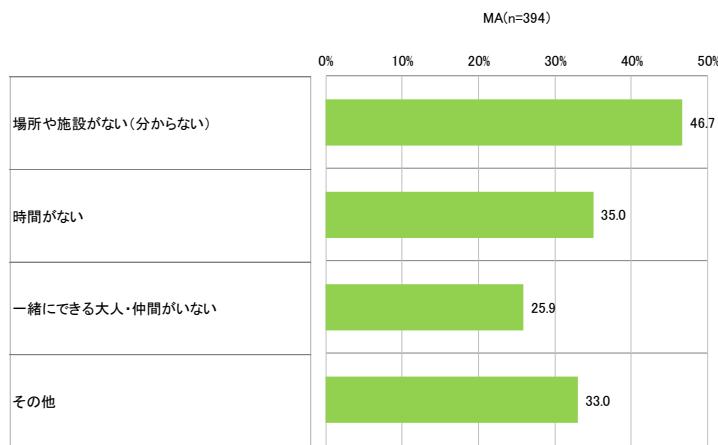
問1. これまで、やってみたかったけどできなかったことがあるかどうかについて、「できなかったことがある」(50.4%)が、「できなかったことはない」(49.6%)とほぼ同程度となっている。

(n=781)



やってみたかったができなかった理由

問2. 問1でできなかった理由として、「場所や施設がない(分からない)」(46.7%)で最も高く、「時間がない」(35.0%)、「一緒にできる大人・仲間がいない」(25.9%)と続いている。



新しい施設でやってみたいこと

問3. 新しい施設でやってみたいこととして、「宿泊体験（宿泊施設を使った旅行体験・調理体験など）」（57.6%）が最も高く、以下、「スポーツ体験（各種スポーツ・プロによる講座・eスポーツ対戦など）」（56.2%）、「文化・芸術体験（楽器演奏・茶道華道・参加型コンサートなど）」（48.4%）などと続いている。

